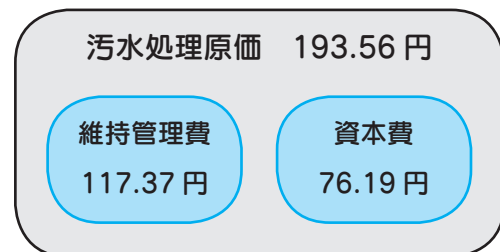


■汚水処理費用と使用料の回収状況（平成21年度）＜下水道各事業の合計 ※注1＞

汚水1m³を処理するための費用の内訳 ※注2



汚水1m³あたりの使用料の回収状況（処理原価の内訳） ※注3



※注1 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、漁業集落排水事業、農業集落排水事業

※注2、3
平成21年度決算に基づく数値

今回、使用料を改定することにより、一般会計繰入金を縮減でき、下水道事業特別会計として健全性が改善されることになります。市では、更に効率的な事業運営により建設経費の抑制や維持管理費の縮減に努めるとともに、今回の料金改定が合併以来の懸案事項でありました、旧長門市と旧大津郡三町の下水道料金の平準化への第一歩と位置づけしており、今後、更なる改定も予定していますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※下水道使用料金早見表等については、あらためて配布予定のチラシやホームページでお知らせします

■問い合わせ 下水道課管理係
Tel 23・1190

■地区ごとの下水道使用料金の比較表（単位：円／2ヵ月・税込）
※日置、油谷地区については現行どおり

使用水量 (m ³)	長門		三隅		日置	油谷
	現行	改定後	現行	改定後		
20	1,940	2,730	3,150	3,150	2,730	2,730
30	3,200	3,990	4,200	4,200	4,040	4,090
40	4,460	5,250	5,250	5,250	5,350	5,460
50	5,720	6,510	6,300	6,510	6,720	6,820
60	6,980	7,770	7,350	7,770	8,080	8,190
80	9,500	10,290	9,450	10,290	10,810	10,920
100	12,020	12,810	11,550	12,810	13,540	13,650

効率的な事業運営、安定的経営と使用料金の平準化を目指して、汚水処理に係る費用には、維持管理費（汚水を処理する経費）と資本費（下水道建設のために借り入れた

料金改定の主旨

- ◎奇数月に検針を行う家庭
平成23年11月～12月分（平成24年1月の検針日）から新料金になります
- ◎偶数月に検針を行う家庭
平成23年10月～11月分（平成23年12月の検針日）から新料金になります

新料金の適用について

- ◎長門地区の（一般汚水）基本料金、（温泉汚水）基本料金が引き上げになります。
- ◎三隅地区の2ヶ月間で使用量が40m³を超えた場合の超過料金が引き上げになります。
- ◎日置、油谷地区は変わりません。

平成23年12月分から 下水道料金が変わります

市債の元利償還金）があり、本来は使用料収入により負担すべきものです。

汚水1m³を処理する費用（汚水処理原価）が、平成21年度で193・56円になっていたのに対し、使用者が汚水1m³あたりに支払った使用料（使用料単価）は125・22円となっており、経費の不足分について一般会計から繰り入れられています。

本来、下水道使用者が負担すべき汚水の処理費用に、一般会計から多大な繰り入れをしてきたため、市の財政を圧迫している状況にあります。また、下水道施設の老朽化に伴う、施設の改善及び維持管理も行う必要があります。

